

[IX]恩納村における沿岸域の利用・保全ルール of 取組み (沖縄県)

■ 取組みの概要・背景

沖縄の恩納村は沖縄本島の中央部にある日本でも有数の観光リゾート地であり、年間 200 万人に及ぶ多くの観光客が村内の宿泊施設を利用する。一方、村では水産業も盛んで、モズク、ヒトエグサ、海ブドウ等の栽培漁業を中心に、近年、地元漁港の陸揚額は大きく伸びている（平成 12 年の年間 136 百万円に対し平成 20 年は年間 210 百万円、「恩納村の水産業」より）。

近年沖縄でのマリンレジャーの増加はめざましく、漁業者との間でトラブルが絶えない。リゾート地である恩納村では、このような状況を踏まえて平成 14 年に「恩納村海岸管理条例」等を制定し、海岸保全区域と一般公共海岸区域を村の管理とした。このような取組みを更に推進するため、恩納村では、平成 17 年に多くの関係者が参画する「恩納村沿岸域圏総合管理協議会」を設置し地域の既存ルールを踏まえつつ、専門家の関与のもとで村条例や漁業法などとの整合性を図り、「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」を策定した。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・ 漁業と海域レジャーのより良い共生関係を築くため、専門家、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村・県の行政などの、海域利用に係る関係者を網羅する体制にて協議会の議論が行われた。
- ・ 地域の海域利用関係者において昔から調整されてきた様々な既存ルールについて、専門家の関与のもとで村条例や漁業法などとの整合性が図られ、新たに「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」が策定された。

■ 成功のポイント

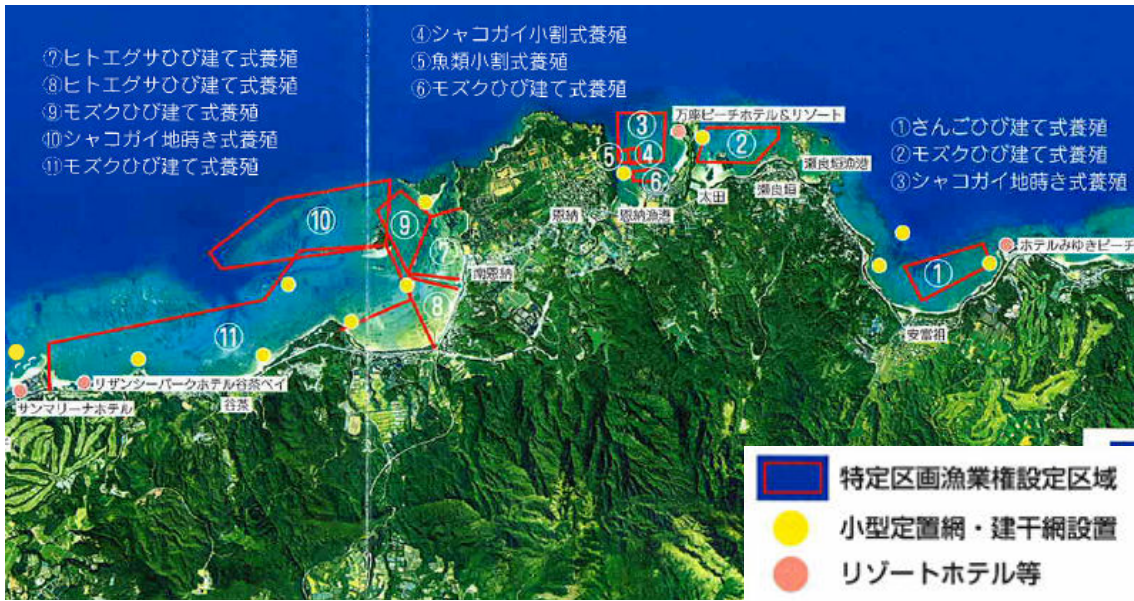
既存ルールを尊重したルール策定

地域の既存ルールは、漁業者とマリンレジャー業者の様々な調整の結果、両者の共存を可能とするものとなっていた。例えば、ダイビング事業者は必ず漁業者の船を利用するという地域ルールでは、漁業活動に影響のないポイントへのレジャー客の誘導を可能とするとともに、一定の漁業者の収入確保も可能とした。また、持続的な海域利用に欠かせないサンゴ保全に貢献するような、地域ルールも存在した。

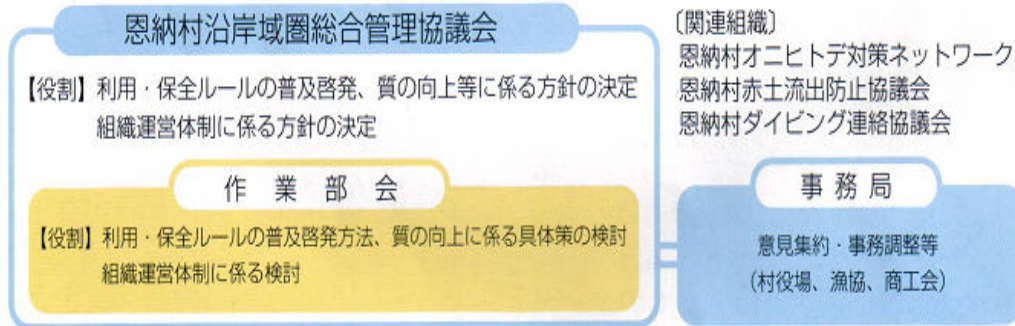
恩納村では、このような地域ルールに基づく漁業と観光産業の調整や相互協力により、地域経済の発展や海域環境の保全が図られてきたという経緯がある。そのため、本取組みでも既存の地域ルールが尊重され、その明文化による「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」の策定が実現した。

村長のイニシアチブによる関係者を網羅する体制構築

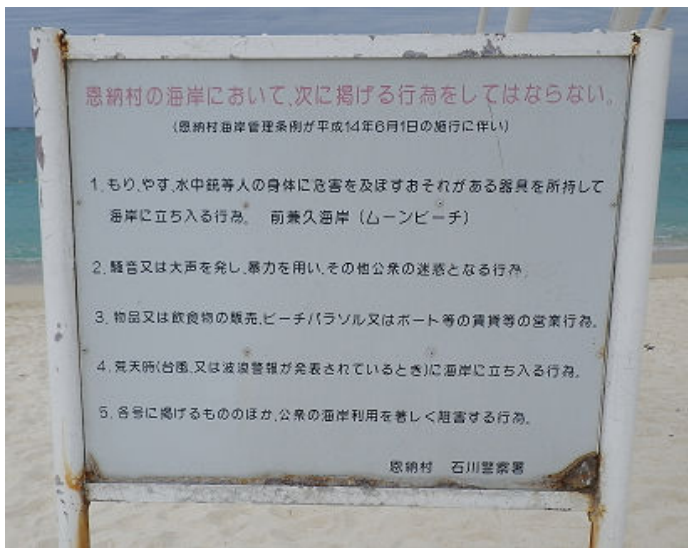
地域の既存ルールの背景には、地域での調整を担ってきた人的ネットワークが存在する。本取組みによるルール策定の実効性を高めるためには、このような関係者を網羅する体制構築が重要となったが、「海を中心とした村づくり」を方針とする恩納村の村長のイニシアチブもあり関係者の参加が実現した。



図：恩納村周辺海域の利用状況（出典：恩納村沿岸域の利用・保全ルールパンフレット）



図：恩納村沿岸域圏総合管理協議会の体制（出典：恩納村沿岸域の利用・保全ルールパンフレット）



図：海岸（ムーンビーチ）に設置されている海岸における行為規制の看板
（海岸管理条例「平成14年6月1日施行」と記載、平成23年3月撮影）